

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法に基づき特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付に関する事務において取り扱う。 市は、国民健康保険に関して、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、資格情報を管理する。 ②国民健康保険税の賦課徴収のため所得情報及び保険税を確認する。 ③徴収した保険税等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。 ＜平成30年4月からの国民健康保険制度改革に伴う事務の概要＞ ⑥資格継続業務(国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。) ⑦高額該当回数の引き継ぎ業務(被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。) ⑧オンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(税)システム 3. 収滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 7. 市町村事務処理標準システム 8. 医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格ファイル (2) 国民健康保険税賦課ファイル (3) 国民健康保険収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会】27、69、70、71の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 こども・保健課 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	こども・保健課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 保健福祉部 こども・保健課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1819
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、職員に対し特定個人情報の取扱いに係る研修を実施している。当該研修は、オンラインにより全職員を対象とし、受講修了の確認まで行っている。これらの研修の中で、特定個人情報の取扱いについての知識・理解を深め適切な事務に努めることとしていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉部 保健課 市民生活部 税務課、収納推進課	保健福祉部 保健課 市民生活部 税務課	事後	機構改革
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 山本 光男、税務課長 高山 豊彰、収納推進課長 岡正 千文	保健課長 山本 光男、税務課長 大岩 伸喜	事後	人事異動
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 山本 光男、税務課長 大岩 伸喜	保健課長 山本 光男、税務課長 竹林 幸作	事後	人事異動
平成30年1月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	<平成30年4月からの国民健康保険制度改革に伴う事務の概要> ⑥資格継続業務(国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。) ⑦高額該当回数の引き継ぎ業務(被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当回数を引き継ぐ。)	事後	国民健康保険制度改革に伴う追加
平成30年1月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(税)システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	1. 国民健康保険(資格)システム 2. 国民健康保険(税)システム 3. 収納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー 6. 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 7. 市町村事務処理標準システム	事後	国民健康保険制度改革に伴う追加
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉部 保健課 市民生活部 税務課	保健福祉部 保健課 総務部 税務課	事後	機構改革
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 山本 光男、税務課長 竹林 幸作	保健課長 森 優、税務課長 竹林 幸作	事後	人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	備前市役所 総合政策部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301	事後	機構改革
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 森 優、税務課長 竹林 幸作	保健課長 森 優、税務課長 馬場 敬士	事後	人事異動
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	全面追記	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右記を追加	8. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	右記を追加	⑧オンライン資格確認に関する事務	事前	国民健康保険制度改革に伴う追加
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 森 優、税務課長 馬場 敬士	保健課長 森 優、税務課長 今脇 典子	事後	人事異動
令和3年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106項 【情報照会】27、42、43、44、45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 【情報照会】20、25、26条	番号法第19条第8号 別表第2 【情報提供】1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106項 【情報照会】27、42、43、44、45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 【情報照会】20、25、26条	事前	法改正
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 森 優、税務課長 今脇 典子	保健課長、税務課長	事後	
令和4年7月14日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16、30の項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16、24条	番号法第9条第1項 別表の14、44の項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 【情報提供】1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106項 【情報照会】27、42、43、44、45項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、44、46、49、53条 【情報照会】20、25、26条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】1、2、3、4、5、6、7、13、27、42、48、56、65、69、71、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会】27、69、70、71の項	事後	法改正
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】1、2、3、4、5、6、7、13、27、42、48、56、65、69、71、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会】27、69、70、71の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 【情報照会】27、69、70、71の項	事後	不要な項を削除
令和7年12月23日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健福祉部 保健課 市民生活部 総務部 税務課	保健福祉部 こども・保健課 市民生活部 税務課	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	保健課長、税務課長	こども・保健課長、税務課長	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	備前市役所 保健福祉部 保健課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1819	備前市役所 保健福祉部 こども・保健課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1819	事後	機構改革
令和8年7月9日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正